853
207

哂嗹雜史

貞

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

853-207

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

神田家藏

尾陽蓁門著

一熱田大神宮五月四日供御祝詞

掛毛畏幾

皇御神乃純德於奉仰留

年号支干夏五月四日

明昭幾珍之廣前仁頭人姓名定氐獻留白妙乃定

幣帛於捧天恐辞竟奉留菖酒者張腹仁滿並緑粽

著八束穗乃如高知利雜物置波志供倍奉留皇御

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

神乃仁美御心仁平介久安介久所聞食底
國中仁廣久豊仁境内長久富美凡水旱風
蝗乃変無幾
手長乃嚴御世止堅磐仁常磐仁守利幸倍給倍止官
位尾張宿称某恐礼美恐礼美氐申須
熱田大神宮神幸祝詞 両段再拜
年号支干 五月五日 八月八日 掛毛畏幾
正一位勲一等熱田仁座皇大神止称辞竟奉留
大化仁波神徳乎顕志弖神留座底朱鳥仁波昊威
乎示志弖長鎮座須自比降毎年風輦於莊利奉
天鎮室門上仁
神幸於成奉留御供奉仕流者波大宮司於始有
司乃祠官所司内人舞人倍従弖殊天波卿補頭人
於朝使仁准倍諸氏乃神人御太刀御弓等於捧並
宮守祝部等十連乃走馬牽立駈仙蹕
神庭仁閤上仁迁志奉弖封戸礼代乃宇津乃御幣
於大内人乃太玉串仁取垂今歳 五月五日 八月八日 官位尾張
宿称某恭久天津祝詞乃太祝辞於称申須
聖帝万壽寶位無動久文武百官景福永久昌倍
海内威久

玄德仁服志天千歳乃丕績於傳倍武總天天下乃
蒼生氏人常尓和樂志其處於得豆其家於保多武
足留御世乃茂御世止常磐仁堅磐仁護理恤美幸
倍給倍止恐礼美恐礼美氏申事於平久久安久久聞食
止申須

讀畢両段再拜

八月神幸祝詞同但改鎮皇門上四字為海藏
門外四字又改閣上為大福田祠

神幸還座祝詞両段再拜

惟

年号歳次支干皐月初五日

享祀既仁沾久志豆

還幸成奉留於此五盤乃大饌食ケ八甕乃大醞酒
於備奉利廣前仁者歌舞簫管於奏傳天謹天

宇圖幣帛於捧事壽志傳

奥津御世乃礼典永久萬代仁傳倍天津御恵乃景
福常仁及波武止

官位尾張宿称某

一神衣祭四月九日内文大神文蒿神文たかりに行たる事今の如
し神服新連神麻績連ニ久しく所去りて絶し

と今は一祢宜岡田長宮たゝえしるを具し此二氏
安濃津に在るをたづ祢て領とす暫らしよ
里彼毎氏神衣を調しゝ也ゝ古くのすゝち
かくなりて古きを服部の連に天の清粋の
命は齋麻績連に天八坂彦命の後なるべし旧
事記姓氏録にみえたるかゝる廃礼も時ありて
具行次治世の餘次なり

一神名式　加賀国石川郡白山比咩神社
梅ずるに白山今越前に属次故に白山
の萬賀院二百石を領次さまたゝ加賀国

白嶺（シラヤマ ミヨム）領七千四石之故加賀越前毎国
此山を論ひ給ひしまゝ府くなりとも今は
毎国主権を放まし関東の清水法なりとの
やれ平泉寺（越前）白山寺（加賀）源京頭人白
山に我山之にゝ以へり

一伊勢神領四等式千百五十石宗春日神領式等百
十九石五斗石清水領六千七百五十七石住吉二千百
十五石加茂（上社）二千七百石宗加茂（下社）五百四十五石
吉野千拾石凡畿内神社其神産多し当別麻嶋
領二千石（内三百石大宮司百三十石神主当別当 三百石神其外社人分配せり）下総国香取

領千石駿列別當留士領千六百十九石余（三百石大家司百五十石宝撰院五百石新宮家百八十石諸神人）信列戸隠上諏訪各千石（下諏訪五百石）雲列大社五千石豊列宮佐千石等諸国神領数之令しかなし

一伊勢は子良二庶嶋は兼ハ月の内ちり知らぬ少女之巖嶋は内侍ハ年老まく仕え侍るゝ也又伏見は橋姫ハ代々同号とつゝくて神功皇后は男と事祀次ハ事ハ後ハ家主は六世くしゝ事其夫ハ家司の如し男子生すまゝハ他ハ養ひし先女子生すまゝハ頓く家号と絶し先侍るとも

時々東都ニ来り諸家にも出入次綿ニ事製す御帽を以てくく傳へ云神功皇后三韓御征伐の時服しまし海せし御帽と学ふとも

一尾列津嶋四家組并七名字組（恵永二十年十二月晦日記）

（表をなして津嶋）

大橋治理允平定允　岡本右近将監藤原宮家

山川民部少輔藤原朝祐　桓川左京允信能

以上四家

堀田庵張守紀正重　平野重水正清原幸忠

服部伊賀守平宗純　吉野武部少輔平原賢

於木右京亮穂積重政　河村右權守平秀清
光賀大膳亮源為長
以上七名字

一諸社の神人其祭る所の神子孫祀と奉し侍御
事正史の其氏人たえぬるいまだ定有て命せ
らる後世たゝの里礼典みくるしく勢ますまかなく
神職ともつゝあらる於戰國に及んで連逃の武人
神社をよりくかくを得みつのゝ其神人をなを
る多し
態歸し新宮を二階堂司となるより尾列津
嶌を氷室氏神主をなる此類國にて多し
古くよりの神職にあらず
一本列國府の文も以つしの荒廃しく一村の小祠
の古とくなるより同郡稲嶌の領主（大昌と以ひし地今は昌古城なり）
久田弥四郎東（七拾貫文の領と將軍家より為領す其孫の公等妙眞当也義にあり）社の事
とも所分せし其子孫野々辺長門守成國当て神
職とも勤しより代々神主をなせし（成國の祥は松下村佛寺寺にあり）
其六世秀富淵家を與し郡君に啓し上京し正
六位上に叙し兵庫助に任しなり　神君絶こる
とつき尚社神門木を再與ましくなり

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

凡此社此神主ハ中嶋恵なりしの今橋新居と
名此り侍るに秀富母方此姓にて本姓にてあ
る後尚国一此文志清田の神社の神主も中嶋
直にあらねく武家の佐分氏にて今ハ神主
にあり

一貞観以後天下此諸社一同に一階と授事ある年
月

一寛平九年二月十三日　天慶三年五月十八日
義暦五年二月十日　永治元年七月十日
治承四年十二月十三日　元暦二年二月四日

私田尾別熱田古来神名帳云文治二年三月
宣命西中諸神増階とこれ
建仁元年二月十三日　弘長元年二月二十日
建治元年七月十八日

一或寺にて縁像阿弥陀とえしに其白毫 ◎ 是
誤まり観経に白毫右旋とあり志のしハ ◎ かく
ハ此あるべき凡蔓艸に天の左旋する氣にて志る
ふの故に那左旋に又左巴に ◎ 此所右巴に
◎ 是に蔓艸と描くにんある画し左右を
あり相を纏するに俗画に云画し

凡蔓草ハ左の如く忍のくへし
右旋のものハ左へまきつり左
旋の物ハ右へ纏へこゝゆ忍とり
のこき事なし思ふにハ多きか
り右旋ハものゝ思ふと左纏
霧とも天名するまゝ知るへし

一我国民家神事ハ此冊ハ対ハ中る此角ハかけ給ふ
山原或ハ青原の組渚左右十筋又十二筋日蔭の蔓とりふ
是神代巻ニ所謂蘿比舸礙古語拾遺ニ蘿葛
と比可氣とよみたり

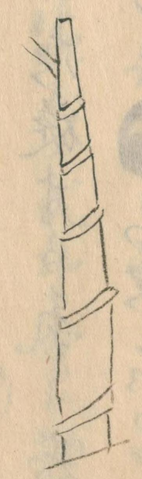

古代の風俗まゝ神皮の対ニ付るひのけ
ゝしハ一名下芸又ハ山海相りも云
清き山蔭ニ生須磨の如く凡蔭ハ
つゝ芸むくしとも訓せるなり
我熱田の従師尾張氏の
門ニ正月二日ニかけ侍るも此つゝ

一中嶋郡尾張本国異神社西府文ハ正月追儺ハ元浮屠
脩正ハ法ハ茅ニて小人形と多く造りて儺と整
其人形と小形ハ稲須別ニ大形あり儺と負するハ其茅
元國衛聖ニ加りしの中ハいろより武家ニ移る

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

西清屋敷といふ所をむかし西目此の夏の
行なりしと世民此家を作るを今さきの所と
いふ民の住宅是へ
故にて高岡堂とて叡の社の境内にしく芳とかり
伝る此道古語多し同し郡稲島村に法華寺と呼
田あり此の寺の畿所に菩提寺といへる禅刹伝る
松下観音寺へ観音此像を此菩提寺此古物
へと此松下ハ所謂西清此語へまし西府之境内
に恩徳寺とよふ田ありその僧威徳院ハむかし此
恩徳寺と迂せしと此人矢会とてむかし此萩原

の里にしく西方寺此語粉残まり 古尾まゝ 坂出次 珍重此
神社もかく年此に里へり法華寺むかしの西清寺
中世西精寺と等 年文字と改 ハ西方寺此 法華威徳寺 とは此次 名残なりけり凡
尾張此学校義倉に西清にありし佛事此名年
あまたさまかの学校其語にて知る人もなきを
なまりとしむへきの所
一文徳実録八云承衡三年九月辛未遣浅田酒麿
神従五位下古邑刀自小邑刀自等並預春秋
祭云々
此神等も世人尊く知らさるなり

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

一同書七云承衡二年五月丁卯如籠後玉言良玉逢
名神位田四町
按するに神社は佐階に其社の佐田なる故
事是まく知らるべし
一同書一云嘉祥三年九月庚子朔之吏神祇權少佑
正六位上占部業基向尾張大神社以賀瑞之
由
大神社中島郡熱田庄三明神と呼し小祠
となる御正祿一宮に納む可惜哉
一鄭夢園の東國文選百一傳類高氏家畧曰駿羅
物以ましく人あらば神天和氣下りて神人と化生次
言乙那良乙那吏乙那とこそ
俱に漁獵して食ば彼謂に曰日本國主其三女を
進し配ば參するに全木船を以てし五穀牛馬
と使ばとこそ我古史に據なし四事紀天照大神
三女を籠紫宮作爲に降し長さしむ小海原中に
在等こそ居主賞とこそ宗像君所祭神とこそ古事
と誤里傳えて駿羅大荒此時とするに玉木傳只此故事云
一文選劉越石勸進表に以社稷爲勢とあり是我國
社勢此事の出所の但し清原別房を以て遠江國

小田此神主に補任しまゐ時執行社務ならいへは
永祿二年神祇官積文 大田務世務寺務法務等以ゝる務の
字ましくあなのち文選の字をとるもあらさるなり
今世住吉の神主とのみ社務といふとおもへるは
非ゝ礼ゝ神職此称なるなり
一諸社の神官称呼久し 東鑑ニ諸社神官神人 日本後記大同
二年此条下に云住神長年争通例其有官符
住神長者宜改神主云々此は神長を呼しを勅
しく神主と称せき務ふと見えたり伊勢此一称
宜を長官とよふも昔の長此遣ゐなるなり

但し長度次官をカミスケと以へは一称宜とカミ
の意まゝ長官称するなり
一三輪此檜原といへは一山此屋ゝ居ゝ三輪山
は杉のミ多く十余所まゝかり満ゝ小の方に檜原の明
神と云神社あり此山は桧杉さんかり侍るとなり
東谷の名りんびん谷とく
俗都の以月あまあり
一破邪論云呉主 按三宝録呉主天帝即孫權也 曰孔丘老子
得亙佛此封以否闕訣曰遠則遠矣所以然者孔
老誘教法天制用不敢違諸佛設教天法奉行不
敢違佛以此言之實非對明矣 大蔵一覧

信景曰嗚呼浮屠以此等妄言経人乎夫
天者理而已豈汝所謂若帝釈者執蓋梵
王者拂持佛之左右侍立釈迦譜或大帝
者拜佛足問説法華等帝釋者至瞿曇之
死奉其骨 涅槃経等
現形奉仕者子我聖人称天彼便為妖妄
言曰聖人者法天我佛者便天吐大言欺
人欺人者乃是欺天也瞿曇生天地間是
亦人也而可欺天乎噫知聖人天地万物
位育徳化則何造漫言為名教罪人乎彼

欲立一家之間戸却欺天人入異端禽獣
域可哉其孫攉見沙門之説於正史無據
是亦彼一家偽設欤於孔呼名於老称子
是浮屠氏之意也
一或人いふ佛経に火坑深の刀杖等の難ある時
にあるを来の経来の号来の咒と称念すれば
之邪傷る事あらしたれば以へる事多し是也
百の多火を杖にたあらば人程の三毒に脱害せ
らるゝ時咒力によつて消滅する事と説たいへ
事

而あるに不能智度論にて世間は多ゆへ力
にして又也持護編する人は是に傷らるゝは
心底生穀は因果なるよし志る哉り呼呼
初恩俗の為に説を設まゝ又種々は居
辞を告るのみ其実は如何中国居士は妖術
まなしふいの里とあるゝ漢以下五朝の間にも
よひ一時恩臣等と頼き己の衣食の利を
釣る書を仏説に又是にとて末は世まで
傳え傳らん以て浅ましき事に

一釋氏火葬の後洪邁の随筆買用禁焚及び
原焚等は書篇にしたまをいふものゝ云せり初学は
等をよみて其酷は極て知るべき
はみ

一或人問文照院殿は清実母たしは日蓮宗にて葬
しまゐらせらるゝしゝ光憲公は命に依て東叡山
に改葬あるし准后の文清法名あるゝは授けま
いらせ勢たまふ其法諱如何と云ひ日台家の僧
に是をきく灵命日盤と記し事なし長昌院
殿贈従一位天岳台元大姉寛永四年甲辰二月廿八日逝原清改葬の
後贈位は與あるし越智氏は清女となむ去去

癸巳二月十八日より
十八日まで以て御

五十四日此御法会壽万頃此御讀
経有し是文照公御遺命云々

一無量壽経 二巻 曹魏の僧康禅 胡僧之 譯せり下巻
造善此事ととく文字見え我宝家夫婦都無義
理不順法度者歟或偽論する不忠巧言諛媚嫉
賢諸善主上不明任用臣下自立機偽多論等
以て当時此魏世此姿といふ所似たり故佛因
君臣の礼義とまつて善と云何我此説あらん
其善と以てるは多道家の説まひとし又云佛所
托履安邑兵虐不起國豊民安無戈無用崇德

樂仁勢絡礼讓とまつて聖人造化存神此德を
假里て以ふまつてこく佛説ひ似て

一道家此教を当精神と絡練し家自独身此安
便を安須是佛者此斷ましく世此幣とする須
大上日用経 道呑也 曰飲食餐完禁口端坐莫起
邪念世事俱亡存神定意眼不視物耳不聽
声息心内守調息綿々呼吸自在似有如無
心火下降賢水上舛口中津生灵真附躰得
至長生與天斉寿等と云里又羣仙語録曰專
精養神不為物雜謂之請及神服氣安而不

動謂之靜云々是等此術佛者止観此行之美なる
次始佛者所術とかり後世所生却て佛者の術
と假りて愚俗を厚く事多し我国に新家神尼
とて秘するとも此釈尤の糟粕を假て一家の説と
し神を繪ひ人を欺く伊勢此祢宜等に新の妖
安とさよく排すれども還て利の為に神灵を
假偽りて人を迫はけ新家此宗廟を忘れ一
家此私社此如くするものあり又此しましから
すや

一胡笠此俗其父母とすて山林に入て一身の安

便とせられむ十いまを出家といふ釈迦謂の顔谷の尓
生と以へるも父とすへきものを議し種族蜀黄を
忘れひ後神と母胎にして原等以へり是子より
父母とさしもむる仙の理拠や安延と作りて不
孝のもしをひしく又其出家此家も老病死躍
とうんて自ら苦脳と生し十いまといひて私に
宮と出て仙人と師に次といふ死生命ありと無
へさ家愚なる生ぬ前に父母とえらふ禅のもの
豈十いまを可解せきるや方便に此事と示候と
謂ふ佛を二所初より偽と設事て人を使す事

以て此みいふ大度此者を生ずる所時の王臣僧
を納せん事を慮りて十輪經をつくり比丘不律
えとも請罪繫固して鞭杖を加ることなきいまん
や恒犯此者をやなす自家此をきる事此みをいふ又
闇王廊臣を懼さんとて薩遮尼犍經をつくり
破戒此僧を折ひ還俗せしめなんとする王臣
も変しく地獄に陳し其事仙人出去諸神不
護しく悉子不調却滅識疫病おこるべしなん
といふ嗚呼哭妖此おこるは政此臣による法師
ならをせむる故にあらず犯罪を佛戒に殊

さらのべく人主臣此沈するを罪せするは以おの
ものの自然となさん爲のみあるは妙をおもしく人
捨しもつてさる事なし人家を使出生經ては一
尼娠るを祈しく釈迦をたゞ使ける我人来僧此
凡僧に其疑をあふをうも屋人やなといふ凡仙
經といふもの數千巻に非自私する説にして天
下國家を化し居理を正所教にあらず嗚呼僞
教造言此書を宝庫におもへ當信し国家
此費をなし人民の害をす祈く打捨るべし憎
むべし

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

呧唾雜史巻之七 終

呧唾雜史巻之八

尾陽 桑鼎 著

一法然坊源空菩薩号

慧光菩薩

院宣庫云々

普通菩薩

光照菩薩

恩院

通明西師

後白河院所賜勅額在知恩

後嵯峨院勅諡云々

後柏原院勅授震筆有知

獅子伏象論中曰泉君堺大徳寺宗祖蓮社大宗菩薩化之
後嵯峨院寛元甲辰二年正月十日行幸大谷寺以勅
筆綸通明國師大和尚同廿五日又行幸之内
詣普通菩薩永号通明國師之
或曰勅諡恵光普通菩薩
圓光大師　元録九年十月関東執奏
十年正月二日勅許同月十八日勅使授号
一浄土宗ハ我国ニ源ニ立し宗なるハ此ニ立し
より此宗派ニ立し故ニ諸西此聖光此派ニ立
ハ天台此血脈を傳えて円頓戒をさ法事傳承

其血脈の譜をしるべし
本師釈迦牟尼如来
南岳恵恩大師　天台知者大師
童安灌頂大師　知戒大師
恵戒大師　玄朗大師
妙楽大師　通邃大師
日本
傳教大師　慈覚大師　長忠和尚
慈念僧正　慈恩僧正　源信僧都
禅仁阿闍利　良恩上人　叡空上人

元祖

円光大師　聖光上人　記主禪師

代々かくれ如く書く封しく傳る西山は善惠の流ハ
元とへて宗佛は祖師とのみ序く傳る其の血脈
て最上て一大象となし南無阿弥陀と十ヲなる
へ書其下て

發遣教主釋迦久佛
來迎接取阿弥陀佛
證明護念六方諸佛

竜樹廿廿　天親廿廿

普賢菩薩
文殊菩薩
弥勒菩薩　馬鳴菩薩
阿難等者
身子尊者

菩提流支三藏

曇鸞大師　道綽禪師　善導大師
懷感禪師　法照禪師　少康法師

源信僧都

圓光大師　證空上人善惠也

淨音上人代々

如此あり諸西流て白籠名越　後田　一条　三条
小幡の六流あまたも皆知恩院と惠本寺とせり
西山流西谷八幡は二流ハ東山禪林寺西山光明
寺と本地と須本山流ハ洛誓願寺本寺とす沿革

流此寺ニ絶しと道き比志言寺とし中ニ一流の
本寺とすれとも佛願寺退去此地之比ハ多流
二ニわかれ後本願寺此血脈を七祖と立

龍樹　天親　曇鸞　道綽　善導
源信　源空　なり衣武婦まて見了也
書しるしをつゝく傳ふる此み

一寛永六年三月廿一日より四月八日まて南都東大寺
大佛殿落慶供養此册ニ是を詳しく人の於ける
一紙庵のかし

堂高三十五間東西廿八間七尺南北廿
五間四尺瓦数十三万三千六百六十四
枚

南都
大佛堂供養

抑もたんと東大寺大仏法こんりうの御願主人
王四十五代のみかと聖むてんわうにてましまし
聖武天皇はいあんのふきんしたまひ
くたくたまこの仏させ給ひまんに盧舎那のたくてい
きうま飛まいまあらく なんさ玉とつらぬくおひもと
せんそゝにいるゝのへしとく天平十三年冬十一月三日すまん

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

一粒持来り従ひ大佛の白ぶりにおさめ其の日は
南天に満つ里あるまであり、かゝる後我にさて
堂の堂のまゝ十五丈に尺、但し南も西も東西五十間
南北五百程の事九千六十四間くらゐ東西九
十間南北の百程数四百七十六本あり十四日に
まゝ此ちえんぶりかの他カまゝのうへ建立の
始め今宝永六年までは九百十四年になる其後
人皇八十一代安とく天皇の満宮治承四年の夏の比
源三位よ里まゝ高倉の文あり満むかんとすゝ処し
とき大なんとの宿徒いち味同心あり其いしかり

よつて同十二月廿八日に平の清盛の四男三位重衡
南都にまつのうしく院内幸和に十いまりこる軍
会たゝ此きんせしめん為まりまの国の住人福岳の世
うしく二郎太夫としのいふもの重ひらあ津其人の
下知によつてたてと屋ふ里うくたいまつとして大のう
んとしふりとなる次かなしきまゝ金銅のるもの那
佛の満くしまゝ大地にあり満身まこまゝ也のをく
八万四千の満きうあり秋月四千の雲のくも四千人
ちのよふらくまゝ十悪の風にたゝへ誅に侍へきく
たりかなしきこのなや時に養和元年に大くもん

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

志んは沙門俊聚婦長源後白川法皇はちまくを
かゝむり大持ゝ玉のらんこ者かゝいふ佛師とみえき所
る志屋那佛の清くしと三千餘日に請ま分夫よ
り大佛殿清建立すべきとて日本大唐以上三度の
勧進にて本はめくに出来須元久二年乙卯三
月三日にさはさいかいまんくやうはしまん大上今上も
尺ゆきあれは源頼朝に諸玉の大名清とも来る
行きつひしく清く屋ゝあり大ゝしは真福寺は
一門とゝ推僧正覚にはしく以来宝永六年まゝく
五百四年に以て清

一或人曰寺門の仁王といふき多聞持國は二天はる
天王と称するかゝ故
略して天と云
毎金剛を二王といふは
云々
金剛はる王法念経に所謂密経金剛神とし
其寺門に造立する事秘蔵記等に説あり
一三列浄土宗西山檀林三所山中法蔵寺岩津妙人
寺中嶌山宗福寺
一尾列西山檀林三所乾保曼荼羅寺新田祐福寺熱
田正覚寺
一紀列同流は檀林揖取熱持寺京師は本寺一所

譚林寺光明書と合せて西山義九所に
此内三列に檀林を西山流に内源学義に
一聖人大公無我鎮天地之氣象後人區々小智
自私昼夜圖為無兆一身佚欲之計宜其氣象
之卑陋也 讀書録四 君子之出處當脩之身而聽之
天被卑汚易揺尾尤憐拳援勢要以馬進者果
何心哉 同上

聖賢に事象出處とあらんに我を省みていと
恥しきことにみなし汝也是を恥なきなんぞ
一聖賢を学びさるならば功利名学を変

そしてまた以てる事我相ならば以をし
聖人之心如天物有違忤者終無我怨也釈氏
極言其神妙無方慈悲忍辱至於一有毀謗灵
書不尊其教者報之以種々之罪又何量之小
而心之忮耶 同上

すべて佛經とあらんに釈人に氣象を我聖人
に氣象を其量に小大明白にあらずに
是を和訳者に意あらずして經を作りし必
ず錢陋に俗多かるまや訳人をもて俗人豈
聖神に道に等しからんや 是林家筆記

一当麻寺ハ法華堂を頼朝ノ熊谷直実と共行と
しく造りて在りしハ天智天皇の后瑞光寺
盛しく其石を沈め此三尊を彫刻し見給ふよ
し染殿井とて染寺と俗に称せしむ染
殿井に身を投げて成佛する人多く有りけ
るゆへ制して此井を埋させたまひけるとかや
愚夫愚婦ハ佛になりとてかくなる事せしとかや実録
箕面山瀧ハ捨身石といふ所あり愚民まいる
来りて多く身を投し当居ハ禁制ありて
候ヘ華厳放言ありし同日の後ハ覚へ侍る

一一遍ハ阿弥陀佛の誓願を於行して念佛を勧む
正應二年八月二日寂せられしとも又他阿と称す
摂州粟河の極楽浄土寺においてハ六十万人の小符
を施し元應二年正月廿七日寂す三世ハ他阿より
代々同号を称して遊行と云ふなり北条氏謙倉
ハ権を執りける時諸国ハ事と定めき計事ニ
於行上人の支馬ハ通行を出しけるのまゝに国郡
を経歴して留止ハ所にて守護地頭もてな
させけり承明寺時頼入道国々を見ありしと云
も自己ハひく然行せられしよしありて於行

の変なるべしとのやかく里しうき間者なる事と思く
知りて桜の来ありて馳走しそのんりたるハさる様
にせしとなん此風俗にて足利家武将たる時も
吏馬此徳市清教出等納里なる但し此時は間
者となりしにあらず漸世の費となりて民此
始ひにて侍りし今とてもむかしは此まゝに傳馬人
吏とあり積り法にひて多の僧を引法を遮り
桜食して天下を積りす

一菩提水 男子精汁 僧脇紅蓮と云ふ女を犯して自
死此時詩に腰間所積菩提水渇向紅蓮一葉

中とはひし事名録拾遺に尺えこりまゝ酒を般
若湯といひしなり釈氏雲要に尺えこり嗚呼深
屠氏女犯飲酒と禁し又菩提般若此名を呼
て不律濫りし侍る可笑の事

一観音二十八部衆之名

那羅延堅固　大辨功徳天　密遮金剛
大梵天皇　摩醯首羅王　帝釋天王
東方天　金色孔雀王　毘樓勒叉
摩和羅王女　毘沙門天王　毘樓博叉
満喜車王　神母天　五部浄天

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

難陀竜王　迦楼羅王　堅那羅王
阿修羅王　金大王　乾闥婆王
娑迦羅王　金毘羅王　満仙王
摩睺羅王　散脂大將　畢婆迦羅王
婆藾仙人

一納交（法華記 嫌尓）　勅請（同上）　頂戴（同上）

一機嫌首攝嚴経計毒人事不避嫌文機作機
中阿含経顕知機嫌俗人此上を機嫌と云不知
其機

一元和元年七月　神君大徳姉人惠寺みたりに
編状を請て閑堂入院するものを禁し給ふ神君
薨後遠犯此ものなし故に寛永三年台徳廟かき
祢て毎寺出世此義を禁し同四年玉室此義を正
室制を犯して出世次相那しき六年七月玉室を
更列棚倉に請次沢庵を相列上山に請次其の他
僧徒を由利津嶋等の地に貶次二寺此僧紫衣
を脱し黒衣を着せしむ但し元和制なし出世のも
此是を免次同十年玉沢二僧を免次同十八年
三月常して入る出世此義を免し給ふ是澤庵
再請の義によつてなし

一紀列那智の比丘尼を皆山伏と夫とし諸家奇
曲を以て勸せするひくとすべく其家供料を
繕る事ゆへいろとうるひくを数多人ありて多
く供料を繕る事ゆへ一山筒く豊那る是
在家なりけれ

熊野ひくをしく昔を所にて修行
しける以つしの於めを俗を同しうしける

一伊勢上人芸光寺上人熱田上人と以つる比丘尼之
伊勢の芸光院上人ハ禅宗にして紫を着須勢
田芸光寺ハ淨土宗にして青衣勅許なり十四

ら又那清尼にして那智の山きに非須其中
に芸光寺に集る元尼多く不義の女刑にあふ
つき或の此所にたし里入まれ主家四討をゆる
し侍るゆへかゝる者数多髪を剃て人ならぬ尼
の又侍ませ問ゝみゝり成事もきこえ侍ば
鎌倉の比丘尼所を或をかゝる風俗ありといふ

一浮屠家施餓鬼の法事ハ其を居士の為を見
て造りおほ仏説何等の経にありとてをく
しく設事なほ其ろ志しまして梁武帝天監
四年二月十五日水陸火無を那せしより史に

あり古れ吳郡施餓鬼參ふれ始て

一佛像を彩畫するに皮膠を用ひ傳るを稼ぐを
しき事に陀羅尼集經に薫陸を汁を用ひ皮
膠を用ゆへ[illegible]仁王念誦法にも香膠
を以てすへしとみえし香膠を云ふ諸の茅草の
根汁乾ものを云又石蒜芥子の油綿臭にもし
へ[illegible]也木像をも今皮膠を用ゆるハう
るしを以てせを清淨なるんの惠心等の古作に
ほ[illegible]法きの木像なし

一密家案むる十二天の次雅左右に多つ時一二
等あり

六	焔摩天	一	地天
五	火天	二	月天
四	帝釋天	三	多門天

本尊左　　本尊右

三	伊舍那天	四	風天
二	日天	五	水天
一	梵天	六	羅刹天

此時多分は四臂石動明王を本尊にするなり
但し五大等に又は毎界曼荼羅の往の本尊にも
ある歟し密傳を得ざるを知るのあらはす次

一佛者本尊をたてゝ相するを秋迦の如きは先

師此新像をあらはしく其像徳を謝するとて其
他仏菩薩ホ此をきいはしく無形の徳を表しく
其像をさりしく造りし事なり故に諸佛菩
薩を拜するに先居場観とて其依法一心法
を観しあるひは其三摩耶形かつ其種子を観
する事定まり顕密僧法此僧の名を是等を
志し次妄忘礼拜する事すくなかし次侍るにや
今禅浄土日蓮宗なきの僧に仏僧此所なる
を問ふるに何事なるを無くさる法師多くの法
へし

一釈氏天地日月星辰ホの事を以つても因本経楼
実経華厳阿含正念處等此諸多雑あるに古世
婆師ホ此諸論大概妄妖無稽此誕従して
天地此理を知らず天文此実を無次して胡乱
俗言にたらさるもの多し釈迦天眼通ありとて
知らさる事なしを自慣せしかかく法をなき
をといふのましくいひ此法

一魔道　魔王　魔女　魔民
神道　大刀鬼　飛行夜叉　北行羅刹
邪道　精灵　妖魅　耶人

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

是楞嚴ニ出テ神居の字易の大傳能
といふ事をとりて巫祝いふ事ハあらず
佛出大力ゐれ此謂ゆゑ虛從此事を
神道といふ筈也

一吳郡此讀出ハ文字此四ツ多とこゝろ清濁
と明らかにしく來下ニよみ下し便其後とん
得ゆゑ我人此ひと手とよみたるよみ下し
よみ此ゆゑ二三字數字と隔てゝ里よみあるハ
青あるハ倭語俗言と添て句とこゝろ章を
なり力と勞する事百般にしく始て其義を

得ゆゑ此人の如くよみ下し字ハ青斗誦し
ぬきハ何事たるを知らさるのみ釈氏の轉徑い
こゝろに漢人の讀誦をきぬく青を來讀次當
う多を貪り速ならん事を欲するの故ニ彼字
青清濁とも分明ニ世次千百人同青に蛙多
蟬鳴となす自らも解する事なく學もの也
知る前なく実ニ冬蓋此讀經なきとも結縁功
德此處を經ずして布施を釣る忍だとし侍者
彼の家此手にも出ると以へるといふあり大とくよみ
得ても其義を獲ても故手吳學にいきとも

つゝ名数と屋ふり禽獸に以る恩なるの事

一或曰諸寺此等字数多なるもの聖武東遊山（祥林寺）

南都東大寺等を金光明四天王護国寺恒説菴

巖院と云京師にて金戒光明寺（新黒谷）宗佛二

昧院（栗原）なんと四字を以て東寺の山等を称密

傳法弥勒山に等し寺を金光明四天王護国寺

と称し普賢慈持院となつく是程長き等は

有まじきやと云曰去年子東都寛永寺法

會此時上総国三箕屋此僧にあふてその等を

望しに三箕河極楽東門蓮花屋上義平野山

本実成院長楽福寺阿弥陀堂と云て諸列とも

つ称きこゝに又かゝる類あるべし

一智母明星昭星菜堂清史ハ安養寺三世能信

仏居弟子寂雲弟子能信大師（去福寺開山）

百日集文此時死者とまつゝ

葬ゝ集文と悼アしに神夏此事ありて宮中

に入アしより清史此をとなしけるに云ゝ是京師

灵山国河此故事一般にしてこゝ那浮屠の私意

より起まり

能信は和文一の称宣従三位家行神主の

子之故に新福寺此葬に伊勢神書多

一金剛草履といふは菅をかくつくる傳えいふ五夫
院安の和尚いとく貧しかりけれは草履をつくり
て笑と勢らはし人来りて夫はいかにと問へは
金剛の性体を答えたはしとかや今も伊勢来安
の道まく菱は草履を金剛とよふ金剛坂の地名
さいはより起はりと云むかし僧家安行此時多く
是を用ゐし屋切表に草を用ゆ又別也
一我国弘法大師諸列水なき地に錫を卓く涌
泉せしむ吳郡も同しき事あり梁の京大禅
師羅浮は宮積寺におはり其徒多なきを愁へし
うは師錫を卓へ立地泉涌出する事数人是よ
り井を得たりと云く
一鉢は梵去は食器也さいはこ種あり大鉢は佛器
鉄鉢は僧器木鉢は多尼の飯器なる事釈氏
此書にみえたり是は天竺は風俗を以ふ唐家国
隨題は器あり さいはと捨て西去は風を用なん
とおもふもかしこくなるへしと或僧いへり又佛從
に五彩は糸とかくる事天皇は傳ゆる佛像は
左の手に五色は幡とかけ終焉に此捨みる人

の左のかたに幡のあしとゝるとゝ須四分律云まし密教灌頂經說
此中に佛形の耳にかけて行者のかたにとつて悉
地と祈る事あるにあなかち臨終此みの行義
にも見えきるにや所願とあらんに未當に對して
念するにも必像此臂射股射に縄をかけて引
さま南都某師ち此京戒法師所述の異事說
にのせたり皆佛力此增進此恨し引拔此大悲に
する事にて今世異像此開悵なんとに像のかたに糸
とかけ吏につまて白布を長くむすひ其此綱
にしよふ遠近緣に結て其を作す義なりとなん

一古へ天王寺東大寺眞福寺非田院此四院と云其
中非田院は無頼此孤独なるを養ふ所にして彼
等業なし四邊に牛馬犬猫此屍あるは其皮を
剥てうりし少くに非田此食とくらひて生活す
るものは或は稼業に觸れ須さいくらも屠児の
種類なり須

一不動明王に四臂此像あり是は鎮宅修法の時の
みありとかや日蓮宗の寺に出する豊深明王本
手を合掌に作る儀軌此說に曾以て大きく事
に須彼等の本尊は此ならず叡山此法堂此安置

と似ちゝ已の家にみありとのゝしか
如法堂を慈覚大師始て建給ひし後恵
心僧都釈迦多宝四菩薩を造りて安
置し給へり叡岳要記山門記りんえたり

一大毘盧遮那成佛神変如持大日経也金頂一
切如来真實摂大乗現證大教王
蘓悉地羯羅
金剛峯樓閣一切瑜珈祇經
大毘盧遮那佛佛說要畧念誦經
右眞言五部秘經

一玄義　文句　正觀　法花三部天台說
右三大部也

一金光明經玄義同經文句別行玄義同文句觀音
經觀無量壽経疏　妙宗抄云々
右天台ノ五小部ト云章安ノ記ナリ

一脩多羅仁王經二諦ニ觀して法花と似たり書
物と本といへるハ此等此意なるべしもしき漢唐此
人言始し事なるへしとも何書ニ經書と似
て本と云といへる事と尼尚里侍し次々佛出
又此事あるとるんて抄ノて博す物なるに

一 眷属　妙宗云義曰親光故ニ名眷更順
故名属

一 或問甚目寺ハ釈迦堂僧歌あり俗ニおきて持
て呼ハ何ニ也答是賓頭盧尊者ハ寺院食堂
ニ安置ス持ちと聖像の所謂とふ訛なり
尾府ハ俗語ニ十ハ女人ハ見て白粉を
よ持用つるとおきて持ちハ見しといひしも
昔甚目ちく人毎ニ出ぬり此像ニ白粉を
以て面皃とぬ里て願なるまゝしゆへか
くいへるなり十ハ人かく里し

一 親鸞上人始ハ青蓮院慈鎮和尚ハ門人ハ其子孫
鸞の女日野左衛門佐廣綱ニ嫁しく覚恵法師と生ス　覚恵 始ハ宗恵 尊助法親王ハ我子
後ニ如信上人 頭如ちの祖 子濃ひて祖父ハ法とうけ其
子覚如ハ又如信の弟子ハ 如信ハ親鸞ハ息 長鸞の子ハしく鸞ハ嫡孫
桜ちるニ本願ちハ親鸞ハ子孫より相續
願如ちハ今当時ハ戸領ニあり
玉葉集　おもしろの板田ハ橋のそこ見しと嫁み歩
しくも後ニ君ハ親鸞ハ歌ハ 集ニ其徳法師ニあり 是ハ
二条院讃岐 源三位 彩的女 志ら(本ハ)さしハ此ニ事ニつき謙会
へうつしこえ本意ハ如くなりて上りける時よるんこく

おくてまゐるとき本願寺候人に下間家あり是
頼政此後裔なりとかや開山に頼政そのかみ
ゑこしき故侍里しゆかりとゑゆ

一地蔵抜苦六趣四生ノ苦患不動除三障四魔罣礙
折伏摂受至極是大日遍昭悲智方便也云々密家口
傳

一砂石集に行基此事といひて彼淸誕生此所
にむかしより諸行なれば修して和讃つて里誦
し侍る其初にある詞に
葉師淸者此淸誕生　淸ふとに我に似たり
以淸　すなはち詩にさし入て　榎此股に我お
きにかるよし

或人ゑ里にまき事ハ寔にふしきなれども和讃
此事以とよろしからず信心もさむる心地せり其
佛此見ゑ已ろきに斗帳をかくるゆし此和讃も第
此才にわきまへきにやとこゝ弔おもふ今時諸寺社
の忌人記といふもの大概迫世此不学者作里し
多し以てつくなる事を長く事なるも多く拙き
文字見在ゑもくさし我尾列一此文の縁起と
敬公淸談ましくて是を秘しく他に出次事

なのまと信ぜし初度までも以て秘蔵のものと
こゝふのく納め置し其のみ故黄門家此命り
よりて命是を見せしまいとも淺留しき文字は
く虚誕多し敬公仰せきむのより
あるものを松の其のまゝせきせき勢ましさまとかゝる
法こゝなきものを世に流布しこゝ一文此淸名も淺
まりしなりなんるを深松同しきしけるまや他人を
禁せき勢ひし淸人お同ろ事なるまなり他
此およひ侍らさる淸きのひ成そやと深田晋甫
志人お其を感しまりし無但此行基和賀を

箱にあきまよのしと松もたましもむくしきを
なり
一昔もろさし此人天竺へこゝりしは以て艱難しく
容易ならさまし義浄三藏此經をとるを題せし
詩も太人成百歸弁十後者安知前者難なん
とこゝり今時も所度に住人毎に多し旅驛此
通路も安穏なりとかや大年たかり前まで長
崎にあまし商人（徳之淸と呼し者）もろさしに渡り夫より
天竺に往しとく彼国此故事とも語りしと其灵
鷲山へも上りしの以て言ひ山まく山上石垣を

然くらしたらあり其以し苦る好事なのに石此
あき勢然ひすつき侍らさ重しなんと以ひしとの
や

一日蓮宗此僧岩ニ法義此年を爾前經とく漫
せりたのるに利のことまで三宝菩神とくなる
弁天とあらぬ妙見と名ふる類多し又云不動光
深の像を安置するも其言宗此風に是又大日經
俞祇經等此説にあらすや本國寺妙海寺等
牛王法印を出須其説ときまゝハ俗に以ふ牛王
此事とかくる一笑す無し何れ牛王經の説を

知らんや曼荼羅とく題目とかき其尤者ニ
えも知らぬ字あり是不動光深此替字といふ
其僧を傳えすしてみらりに己の初工と史まか
せて書ゆへ非法の字となる彼邪徒まさから法
をまゝ人嘲り笑つて大ニ以のるもの量を知ら
さる此甚しきとやうたん

一或問我朝佛工此始いつ其曰尤書に載次法
いまいろ

∴ 定朝―覚助―頼助―康助
康朝―成朝

∴ 英我　光孝天皇是忠親王ノ子ナリ然是忠子無英我着蓋誤歟雅平著

康行 日向守 ── 僧康高 清水寺別當 日本佛工祖 ── 康助 京佛師祖 号七条佛工

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　── 定朝 法橋上人位 奈良佛工祖

自安家は商多し定朝より世々の孫運慶湛慶
より巧手々玉眼の製も運慶法師とはじめてた
さまれ天智天皇の時に替ミ熟 観音文字
は仏工秘剣来りて此地に住せし是を天邪
招化の人とし我朝佛工の始とす康高法師。

或云さゐのはもち京師に縁しるも昔よりあり次さあるまと
乞食は頭數をするまで何れや中世我朝大地のもる
り敬田施薬療病悲田の四ヶの院ところ貧窮
及び重病のものは此内に養生次其勇壮なる
ものゝ業を授事生を遂てし此四院の内
敬田院のみ僧俗の会するし譲る三院多くを悪
疾穢やのものあつまり或は一旦乞食せしもの
もありてまた准しく彼三院より出てるもの、
すゑとまた乞食の頭數を呼なり猿楽舞楽其ほか
祝稚あるものゝなれば一旦京師河原より起り或

ハ南部般若坂より出しものゝ末なきハ禁門より入
る事あらはれ其年をわしく知るべし又盲者ハ
説にむかし彩家盲人と懸みけひ上加義対嫌の
中に田畠を畫き帰する所なき盲人をふちし
給ひ又日向国に宦稲あらはれ二所盲ハ食にあて
玉ひしと云へ是まゝ癖病院ハ類なるべし
むかし天王寺ハ四院を掃河両別のうちに宦
稲三ノ東を費用ひ玉ひし由古記にしるゝ
志の通とも佛以来如一覚一等のときを又別
しや孫に覚一の明石検校とも尊氏将軍ハ

族なりし是より盲人世に感ありとゝふ況や
姝子の族者聞雨の歌（夜ハ雨の窓とうつとをくらけれを
人をもうきあるを我あらはる）
天聽に達し拘に光夜雨を勅ひちを下さるし
（後小松院勅賜）とかや盲人ハ此るかけるものに光孝
天皇ハ王子眼をうしなひ給ふあらし雨東の
皇子と称せしとゝ帝記を考るに光孝三十
三子なりしに雨夜といふ皇子なしおもふに雨
夜ハ姝子のことを傳えあ屋まるるにや光孝帝
を小松の帝にて称次姝子に等を下さるしハ後
小松帝に故に事をあ屋まり記とつくりてかく

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

いふまや例せき蟬丸と延喜第四の諸子と造言
する類なるや
延喜第四の皇子は二品式部の重明親王
と蟬丸とを王子にあらず

呡唾雜史巻之八終

葉氏之學於和於漢蓋保傑出於世者也而
其志不在於彼而在于此矣故掌久建後
古之懺旗於漢草國之域焉欲以明于今而
傳于後也然其志非徒以文藻也實有
尤者世教之意其所著若干篇既大行
于世以校本尤氏傳世說等其緒餘者
也蓋一時之校也雜事混起而其間
德然を蓋人之意而溢于言外也亦有
之本也之豈非尤者世教不徒以文藻
之餘意耶今茲呡唾雜史書翁之

今嗣房後請余跋焉余昔宦服時遊于
屋候中　因与翁相識翁之後宜
宗者破洗摘家之内若干莫逆余
亦以於文園屋借東壁之餘光之文善
石砂也於是年書數言以著其後

天保十一庚子冬十一月

平田篤胤

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

853
207

3537

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

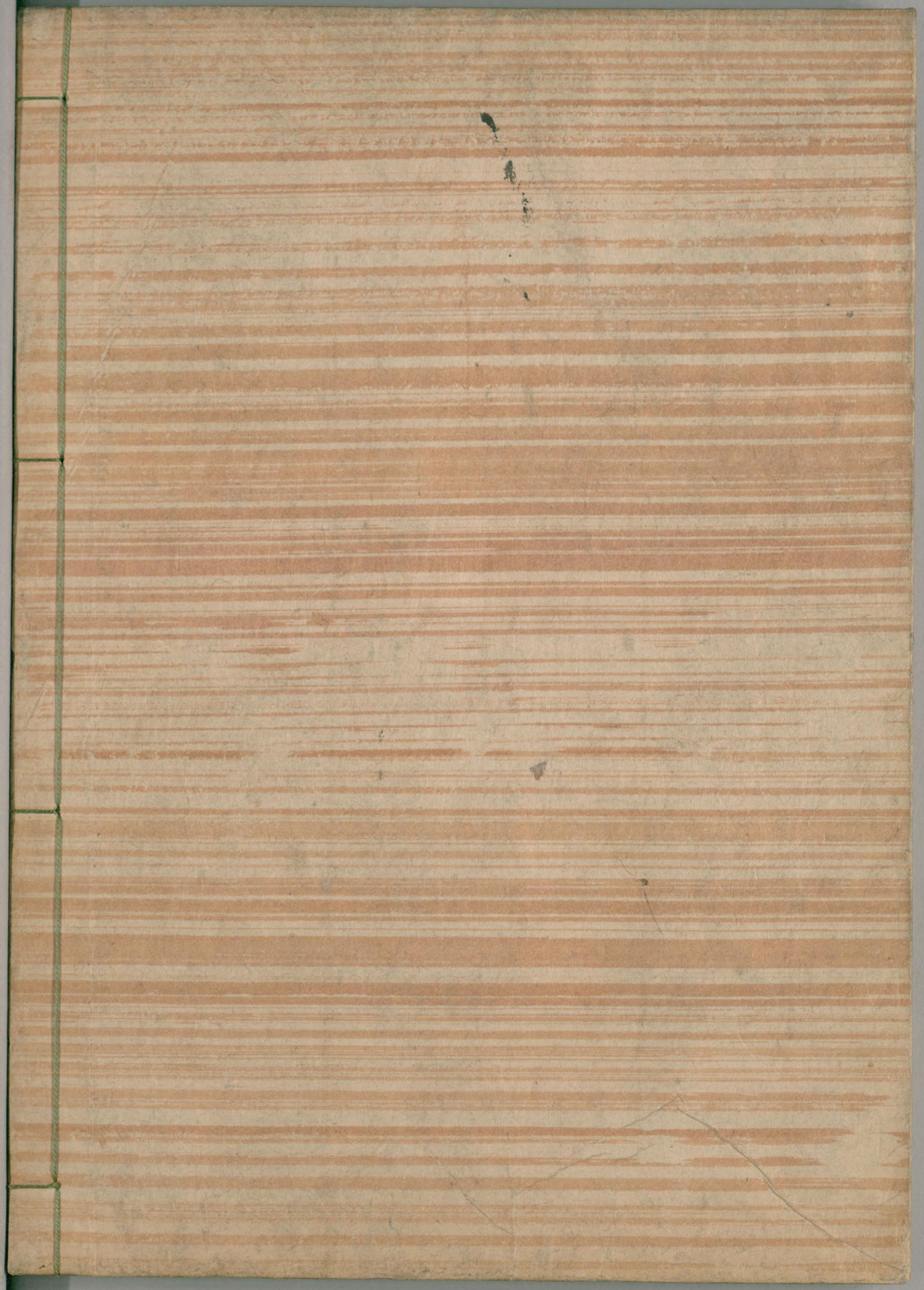

国立国会図書館　　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用